

## 7. その他全般的事項

## 7 その他全般的事項

### <保健医療技術学部 看護学科>

#### (1) 設置計画変更事項等

設置時の計画	変更内容・状況, 今後の見通しなど
	特に変更なし

- (注) ・ 1～6の項目に記入した事項以外で、設置時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
- ・ 設置時の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。（記入例参照）

#### (2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

##### ① 実施体制

###### a 委員会の設置状況

- 1) 保健医療技術学部自己点検評価委員会を組織しており、平成27年度は看護学科専任教員2名が委員として加わっている。  
各学科（理学療法学科、作業療法学科、臨床検査学科、看護学科）専任教員から選ばれた5名の委員（委員長を含む）で構成している。
- 2) 保健医療技術学部FD委員会を組織しており、平成27年度は看護学科専任教員3名が委員として加わっている。  
各学科（理学療法学科、作業療法学科、臨床検査学科、看護学科）専任教員から選ばれた12名の委員（委員長を含む）で構成している。

###### b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む）

- 1) 保健医療技術学部自己点検評価委員会を月1回程度開催予定。参加委員5名（看護学科専任教員2名）。
- 2) 保健医療技術学部FD委員会を年3回程度開催予定。参加委員12名（看護学科専任教員3名）。

###### c 委員会の審議事項等

- 1) 保健医療技術学部自己点検評価委員会  
・ 授業評価の活用
- 2) 保健医療技術学部FD委員会  
・ 教育方法・授業方法の検討、研究方法の開発

##### ② 実施状況

###### a 実施内容

- 1) 保健医療技術学部自己点検評価委員会  
・ 学生による授業評価アンケート実施  
・ 学生による授業評価の研究  
・ その他
- 2) 保健医療技術学部FD委員会  
・ 教育上の手法や工夫についての研修  
・ その他

## b 実施方法

- 1) 保健医療技術学部自己点検評価委員会
  - ・学生による授業評価アンケートを前期・後期の授業最終週または前週に実施する。
- 2) 保健医療技術学部FD委員会
  - ・外部講師による講演、教員間での発表・討論を年1回実施する。

## c 開催状況（教員の参加状況含む）

- 1) 保健医療技術学部自己点検評価委員会
  - ・月1回程度実施している委員会に看護学科専任教員1名が参加。  
授業評価アンケートについては、平成27年度担当科目を担当している全教員（専任、兼担、兼任）の授業科目を対象とする予定。前期・後期の授業最終週または前週（7月・1月）に実施予定。
- 2) 保健医療技術学部FD委員会
  - ・年3回程度実施している委員会に看護学科専任教員3名が参加。  
FD活動については看護学科専任教員全員が参加。平成27年10月・12月・翌年2月に実施予定。

## d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

- ・集計結果を取り纏めた報告書を学長、学部長、学科長、教務委員長、自己点検委員長に配布し、その後の学部運営に活用している。担当教員本人には、該当する担当授業科目の結果について配布している。専任教員は、集計結果に基づき教員による自己評価表を記載し、学部長に提出している。

## ③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

### a 実施の有無及び実施時期

- ・学生による授業評価アンケートを前期・後期の授業最終週または前週に実施する。

### b 教員や学生への公開状況、方法等

- ・集計結果を取り纏めた報告書を学長、学部長、学科長、教務委員長、自己点検委員長に配布し、その後の学部運営に活用している。担当教員本人には、該当する担当授業科目の結果について配布している。専任教員は、集計結果に基づき教員による自己評価表を記載し、学部長に提出している。  
なお、集計結果の一部を学内イントラネットに掲載の上、集計結果を取り纏めた報告書を大学図書館に配架し、学生に公表している。

## (3) 自己点検・評価等に関する事項

### ① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

平成26年4月に開設し、第一回入学生を受け入れた。建学の理念および学部・学科の理念、教育目標に関する理解を十分に図るため入学直後のオリエンテーション、ガイダンス、新入生キャンプにおいて詳細な説明を行い、大学特別科目「人間共生論」の中で自校教育を実施している。さらに、一年次前期に配当している専門分野科目である「看護学概論」と「看護コミュニケーション論」において、看護学への探究心と看護専門職への思考を高めていく。講義と演習・実習を組み合わせ、無理なくかつ学習しやすい方法で体系的な教育を行うとともに、個々の学生に応じたきめ細かい教育と指導を行っていく。（別紙参照）

### ② 自己点検・評価報告書

- a 公表（予定）時期
  - ・平成26年5月2日 公表

- b 公表方法
  - ・自己点検・評価報告書を刊行し、大学図書館に配架し、学生に公表している。
  - ・大学ホームページ上に公開済み

### ③ 認証評価を受ける計画

- ・平成25年度に評価機関（財団法人大学基準協会）の評価を受けた。

- (注) ・ 設置時の計画の変更(又は未実施)の有無に関わらず記入してください。  
また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。  
なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

#### (4) 情報公表に関する事項

##### ○ 設置計画履行状況報告書

- a ホームページに公表の有無 (  有 ・  無 )
- b 公表時期(未公表の場合は予定時期) ( 平成26年7月28日 【平成26年5月1日現在報告書】 )  
※【平成27年5月1日現在報告書】については平成27年8月末日までに公表予定

(別紙／設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見)

今後到来する超高齢化社会や医療のさらなる高度化、療養の場への多様なニーズなど、保健医療福祉分野が直面する様々な変化や課題に対し、的確な対応ができ、質の高い看護サービスを提供できる看護専門職者を育成することは社会の急務と考えられる。特に4年制大学においては専門的な知識や技術の教育に留まらず、批判的思考力や創造性の涵養、研究能力の育成が求められており、多様な価値観や複雑な社会状況へ柔軟に対応しながら自らの使命を追求できる看護専門職者の養成が期待されている。大震災などの予測できない事態に際しても、人々の健康を護り、QOL (quality of life=生活の質) を高める要となる看護専門職者養成の必要性に 대응するために本学保健医療技術学部看護学科は設置されたものである。

したがって、看護学科においては、人間の存在と生命の尊厳を深く理解した豊かな人間性と高い倫理観、他者を理解するためのコミュニケーション能力を備えた看護専門職者の育成を目指している。また、人々の健康回復、保持・増進に寄与できる看護実践能力を身につけ、チーム医療の中で自らの知識と技術を十分に発揮し、グローバルな視点をもって様々な職種の人々と連携・協働を図ることができる人材を育成することを目的としている。

これらのことをふまえて、教育課程編成において、基礎分野では《人間の生活・社会の理解および科学的思考の基盤》として、専門基礎分野では《人体の構造と機能および心身の発達》、《疾病の成り立ちと健康回復の促進》、《健康の保持・増進と社会保障》の3つに、専門分野は《看護の基本》、《看護実践の基盤》、《看護の実践》、《看護の統合》の4つに区分した。

こうした設置の趣旨・目的等については、設置届出(収容定員増認可)後の就任予定専任教員打ち合わせ会、また開設後の専任教員オリエンテーションにおいて十分に説明をし、教員組織の共通理解を図った。教員組織については、全専任教員29名(助手を含む)のうち2名が就任を辞退したが、平成26年度実施の授業科目には影響がなく、後任となる専任教員は新規での採用を計画し、平成27年度4月に辞退した教員と同領域・同職位で専任教員2名を採用した。学内組織としての諸活動や教育課程の運営も順調にスタートさせることができたと考えている。

また、人材育成の目的に関しては、「学生募集要項」にアドミッションポリシーを明記する他、入試説明会等において説明し、入学者選抜(「推薦入試」「一般入試」「全学統一スカラシップ推薦入試」「大学入試センター試験利用入試」の4種)においても、この点を考慮しながら面接を実施している。平成27年度も、入学定員100名に対し、677名の志願者、537名の受験者があり、最終的に106名が入学をした。

入学生に対しては、建学の理念および学部・学科の理念、教育目標に関する理解を十分に図るため、入学直後のオリエンテーションやガイダンス、新入生特別研修等、あらゆる機会を用いて詳細な説明を行っており、大学特別科目「人間共生論」の中では自校教育を

実施している。2年次に進級した学生は、専門分野の《看護の基本》科目に加えて《看護実践の基盤》科目の履修が増え、看護の対象者へ適切な看護援助を提供するために必要な専門的な知識と技術を学修する段階に入る。そのため、適宜、教員への質問や指導を受けられるように個々の教員のオフィスアワーを充実させ、学生に周知している。平成27年度の入学生に対しては、昨年度の学生からの授業評価を考慮しながら《看護の基本》科目である「看護学概論」や「看護コミュニケーション論」、「アセスメントと看護技術Ⅰ」の授業改善を図り、学生が看護学への探究心や看護専門職への思考を高めていけることをさらに目指すものである。また学生の自己学習への支援を強化するために看護実習室の使用方法を工夫したり、グループ学習体制を取り入れたりしている。

看護基礎教育において重要な位置づけとなっている臨地実習については、平成26年度に第1回臨地実習指導者会議を開催し、本学科の人材育成の目標や教育課程、臨地実習の位置づけを臨床の看護責任者ならびに実習指導者と共有した。平成27年度も第2回同会議を開催し、来年度の実習に備えて臨床の実習指導者と検討を図り、学生にとってより効果的な臨地実習の展開を目指す。平成27年度から開始される基礎看護学実習ⅡおよびⅢに関しては、既に実習施設との打ち合わせを数回終え、事前の教員研修を予定しているところである。学生がこれまでの学修内容をさらに深めることができるように臨地実習の充実を図るべく取り組みを進めている。

今後とも、設置計画を着実に履行するとともに教育研究の一層の充実を図り、所期の目的を達成すべく努力を続けていきたい。

## 自己点検・評価に関する規程

### (趣旨・目的)

第 1 条 学校教育法第 6 9 条の 3 ならびに学則第 2 条の規定に基づき、学長の下に「自己点検・評価委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

2 本学における教育・研究の改善に資することを目的に自己点検・評価を行う。

### (組 織)

第 2 条 委員会は、学長、副学長、大学院研究科委員長、学部長、法人事務局長、統括ディレクター、キャンパスディレクターをもって組織する。

2 委員長には、学長がこれにあたる。

3 委員会は、運営委員会をもうけることができる。

### (委員会の任務)

第 3 条 委員会は、次の事項を行う。

(1) 自己点検・自己評価の実実施計画・基本方針等の策定

(2) 自己点検・自己評価の分析

(3) 自己点検・自己評価の結果に基づく改善措置の提言

(4) 自己点検・自己評価の結果の公表

### (運営委員会)

第 4 条 運営委員会は、副学長、大学院研究科委員長、学部長、法人事務局長、統括ディレクター、キャンパスディレクターをもって組織する。

2 運営委員会の委員長には、学長が指名する副学長をこれにあてる。

3 運営委員会は、次の事項を行う。

(1) 自己点検・評価を実施するのに必要な事項の設定。

(2) 自己点検・評価についての教職員への周知

(3) 自己点検・評価の推進と取り纏め

(4) 自己点検・評価の結果の自己点検・評価委員会への報告

### (作業部会)

第 5 条 運営委員会委員は、各自が統括する部局・部門ごとに作業部会を設置し、連携する他の部会と連絡調整を図りながら、作業を推進し、統括する。

2 各作業部会の運営等に関しては、それぞれの作業部会を統括する運営委員会委員(以下、「作業部会長」と呼ぶ。)に一任する。

3 作業部会長は統括する部会の自己点検・評価の結果を運営委員会委員長に報告する。

### (評議員会の外部評議員による評価)

第 6 条 学長は自己点検・評価の結果を文京学園評議員会に提示し、外部評議員による評価を受けるものとする。

2 評議員会の外部評議員による評価は、前回の認証評価機関による評価と次回と同評価の中間年度に実施するものとする。

3 評議員会の外部評議員による評価の結果は学長が委員会に報告する。

### (自己点検・評価の結果の公表)

第 8 条 委員会は、自己点検・評価の結果を分析し、必要な場合は改善措置の提言を附して、公表しなければならない。

2 公表の方式については委員会において定めるものとする。

(本規程の改正)

第 9 条 本規程の改正は、教授会の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。



(参 考)

評 価 対 象 ・ 評 価 項 目

評価対象	評 価 項 目
全学に対する事項	建学の精神・教育理念・目標の設定、目標の点検・見直し、本学の将来構想、評議会・教授会の機能、各種委員会の組織・機能、事務組織・機能、教育研究の活性化・充実化方策、施設設備の整備と運用状況、教授・助教授・専任講師・助手および非常勤講師の選考方法と基準、教員の年齢構成、専任教員・非常勤教員の授業科目担当状況、予算の編成・執行の方針と状況、研究費の配分、自己評価を行うための組織、評価をフィードバックするための仕組み、上記各項目に関する他の大学との比較
研究科および各学部事項	教育目標の設定、カリキュラムの編成方針、基礎科目の内容、体育・外国語科目の内容、専門科目の内容、就職状況と教育方針の点検、開かれた大学運営（公開講座、生涯学習センターの状況、科目等履修生、外国人・帰国子女・留学生の受入等の状況）、教育研究活性化・充実化のための取組み、講義・演習・実験・実習における創意工夫、授業ごとの授業計画・シラバスの公表、学生の学習・生活指導、教員の研究状況、共同研究の実施状況、学会活動および社会への参加活動状況、研究の発表状況、専任教員・非常勤教員の授業科目の担当状況、予算の編成・執行の方法と状況、施設設備の整備と運用状況上記各項目に関する他の大学との比較
図書館事項	図書館の運営目標・方針、職員の配置、図書館の利用状況、学術情報システムの整備・活用状況、図書館の地域社会への解放、紀要の編集方針と発行状況、予算の編成・執行方針と状況、施設・設備の整備と運用状況上記各項目に関する他の大学との比較
研究所等事項	研究所等の運営目標・方針、教員・職員の配置、活動状況、施設設備の整備および活用状況、地域社会への貢献、利用者の意見・感想、研究成果の発表状況、予算の編成・執行方針と状況上記各項目に関する他の大学との比較
学生・就職事項 (学生支援グループ・学生委員会・就職指導委員会)	学生部の運営目標・方針、教職員の配置、事務組織、規程の整備・改廃、各種委員会の開催・運営、奨学金制度の充実度、授業料減免制度、学生生活相談、課外活動、学生寮の管理運営、アルバイト斡旋、就職状況、進学状況・留学状況、就職開拓、卒業生の社会での貢献・活動状況、留学生の受入と生活相談、保健・衛生、大学祭等の諸行事、学外研修・文化教養講座の実施状況、大学施設の地域社会への解放、同窓会・振興会等の開催状況や掌握、施設・設備の整備および活用状況、学生の満足度、予算の編成・執行方針と状況上記各項目に関する他の大学との比較 ※学生の満足度調査については、毎年、学生委員会が行う。

評価対象	評価項目
教務事項 (教務委員会・演習委員会・実習委員会・その他教学に関する各委員会)	教務部の運営目標・方針、教職員の配置、事務組織、諸規程の整備・改廃、各種委員会の開催・運営、カリキュラムの整備、ガイダンス実施状況、授業の充実・学生の授業評価、クラスの編成方針と学生数、教材・教具の配置、教員の授業時間数、各授業担当者間での授業内容の調整、演習・実験・実習の実施状況、視聴覚教育の実施状況、進級状況(留年・休学・復学・退学)、教授方法、研究のための取組み、教員の教育活動に関する評価の工夫、成績評価の基準、単位認定の在り方と基準、他の大学との単位互換の方針や今後の取組み、編入学の方針と状況、留学生の受入、国際交流状況、社会人の受入、授業内容の明示(シラバス公開)、施設・設備の整備および活用状況、予算の編成・執行方針と状況上記各項目に関する他の大学との比較 ※学生の授業評価については、毎年、調査を教務委員会が行う。
事務局事項	事務局の運営目標・方針、職員の配置、事務組織、諸規程の整備・改廃、各種委員会事項、教職員の服務管理、施設の管理、文書の管理、諸行事・会議の運営、学生募集の方針・方法、学生定員の充足状況、教員の研究方針と状況の把握、外部研究者の受入、海外の大学との交流協定締結状況と活用状況、同窓会等の開催状況の掌握、施設・設備の整備および活用状況、予算の編成・執行方針と状況
その他の関係する機関	BLEC, CLEC, 各種センター等関係する機関の評価項目

## 文京学院大学FD・SD規程

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、大学設置基準第 25 条の 2 及び本学学則第 2 条に基づいて、文京学院大学教員の授業の内容及び方法の改善、事務職員の業務の向上・改善を図るための組織的な研修及び研究の実施について定める。

教職員は、学士課程教育の実践に直接又は間接に携わり、相互に連携して管理運営等を担うことが求められており、教学経営にあたっては、学士課程教育の実践と管理運営を担う教職員の資質と能力に負うところが極めて大きいという認識に立ち、教職員の職能開発に着目し、ファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）やスタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）について、それぞれの改善充実の方策を含めてこの規定によるものとする。なお、教職員の協働関係の確立という観点からは、FDやSDの場や機会を峻別する必要は無く、目的に応じて柔軟な取組をしていくことが望まれることから、FD・SD規程として、一つの規程で定めるものとする。

### (目 的)

第 2 条 FD・SDは、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- 一 教職員が、自立的かつ定期的に自己の教育研究活動や業務を見直すことによって、教職員自身の意識改革を促すとともに、本学の教育研究活動や業務等の活性化とレベルの向上を図る。
- 二 組織として定期的、総合的に研修を行うことによって、本学全体および学部・学科の教育目標の実現と事務職員の業務課題の改善に資する。
- 三 FD・SDを通じて、社会に対して本学の高等教育機関としての教育研究の質を保証する。

### (対象者)

第 3 条 FDの対象者は、本学常勤の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教および助手とする。

2 SDの対象者は、本学常勤の事務職員とする。

3 実務家教員や非常勤教員に対するFDの場や機会の提供についても配慮する。

### (種 類)

第 4 条 以下の組織でFD・SDを実施する。

- (1) 学校法人が企画実施する教職員研修会（FD・SD研修）
- (2) 学校法人が企画実施する職員研修（初任者研修、一般職員研修、中堅職員研修、管理職員研修等）（SD研修）
- (3) 全学FD委員会が企画運営する全学FD研修
- (4) 各学部ごとに企画運営する学部FD研修

### (FD組織)

第 5 条 学部FD委員会は、各学部で選出された委員によって組織し、各学部FDについて企画運営する。委員の中から学部長が指名した 1 名を委員長とする。

2 学部FD委員会は、少なくとも年 2 回以上開催する会議において、具体的な研修内容について協議するものとする。

- 3 全学FD委員会は、学部FD委員会の統合組織として各学部のFD委員会の委員長をもって組織し、学部FD委員会の活動を統括するとともに、全学FDについて企画運営する。委員の中から学長が指名した1名を委員長とする。

(定期的な研修)

第6条 学校法人が企画実施する教職員研修会は、原則として9月、12月の年2回実施し、以下の内容を中心に行う。

- (1) 学園の理念・方針に係わる研修等
- (2) 教員職員の共通の事項についての研修等
- (3) 高等教育機関の環境、情勢など分析・研究に関する研修
- (4) 学内の共通の関心事について内部の発表者による研修
- (5) 教育の質的転換に関する中央教育審議会答申(平成24年8月28日)に沿った研修
  - ・答申内容の共通理解の形成のための研修
  - ・教育の質的転換に関する他大学の取組事例の紹介に関する研修
  - ・自大学の取組状況や学生の学修時間の現状の共有等に関する研修
- (6) その他上記に関連する研修

2 全学FD委員会が企画運営する全学FD研修は、原則として2月の年1回実施し、以下の内容を中心に行う。

- (1) 学部の垣根を越えて全学に必要な教育全般に関する研究
- (2) 中教審答申等研究など研究、学士力育成などの研究、AP・CP・DPについての研究
- (3) その他上記に関連する研修

3 各学部ごとに企画運営する学部FD研修は、学部の実態に応じて定期的実施し、以下の内容を中心に行う。

- (1) 当該学部に必要な教育方法に関する研修
- (2) 学生が主体的に学ぶ学習方法の研究に関する研修
- (3) 教育法の事例研究
- (4) その他上記に関連する研修

(今後の改善方策)

第7条 学士課程教育における三つの方針(学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)に関する共通理解を確立し、教員各自の教育実践の在り方を主体的に見直す場としてFDを機能させ、活性化を図る。その際、大学全体、学部・学科等のそれぞれの段階において、FDに関する効果的な役割・機能分担を図る。FDの実施内容・方法について、一方向の講義だけに偏るのではなく、双方向的なワークショップ、教員相互の授業参観や相互評価などを積極的に取り入れる。成績評価や学生による授業評価の結果について、FDの場や機会における議論や分析の対象とし、授業や教育課程、評価方法の組織的な改善に生かしていく。

FDの実施に当たって、多様な参加者へのきめ細かな配慮をする。新任教員の参加に特に配慮し、できるだけすべての新任教員がFDに参加するように努める。

常勤の研究者教員のみならず、大学の実情に応じ、実務家教員や非常勤教員に対するFDの場や機会の提供についても配慮する。その際、単に授業の改善にとどまらず、上記の三つの方針に関する共通理解を確立することに留意する。テーマに応じて、職員の積極的な参画を促す。

個々の教員の授業改善に向けた努力を支援する体制を整える。教員の求めに応じて授業の実態を診断し、具体的な助言を行うコンサルテーションの充実に努める。優れた教育実践を行う教員に対し、例えば、顕彰や教育方法改善に向けた援助を行うことを検討する。

教員の人事・採用に当たっての業績評価について、研究面に偏することなく、教育面を一層重視する。大学として、自学の教員に求める役割・責務、専門性等を学内外に明らかにする。評価に際しては、教員の自己評価を取り入れる（教員は、学生による授業評価の結果を自らの評価に反映させる）。評価の対象として、例えば、優れた教科書や教材の作成についても積極的に位置付ける。FDに関する積極的な取組についても、適切と認める場合は評価の対象とする。さらに、授業改善に向けた様々な努力や成果を適切に評価する観点から、教員が教育業績の記録を整理・活用する仕組み（いわゆるティーチング・ポートフォリオ）の導入・活用を積極的に検討する。教員の役割の機能分化（教育・研究・社会貢献など）に対応した教員評価の工夫について研究する。大学院修了者を教員として採用する際、審査に当たって、TA（ティーチング・アシスタント）としての教育実績を適切に評価する。

教育研究上の目的に応じて、大学院における大学教員養成機能（プレFD）の強化を図る。教授法のワークショップやTAセミナーなどを積極的に実施する。有効なプログラムを単位認定したり、他大学でのインターンを組織的に実施したりすることも、大学の实情に応じて検討する。

教員と協働する専門性の高い職員の育成に向け、SDの機会と場を充実する。学内でSDの充実を図るとともに、職員の自己啓発（例えば、関連する学会活動や研究会への参加、大学院での学習・資格の取得など）の努力を積極的に奨励・支援するとともに、職能開発の成果を適切に評価する。職場内研修（OJT）として、大学経営への参画を通じ、職員が能力を発揮する機会を確保する。

（改正）

第 8 条 本規程の改正は、大学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。